

# 験 震 時 報

第 59 卷 第 3 ~ 4 号

平成 8 年 3 月

## 目 次

### 論 文

福島県西部と新潟県北部の地震活動の相関……………田口陽介・吉田明夫 1

### 報 文

1950-51年伊豆大島火山の噴火活動……………安藤邦彦 7

余震多発時の震度決定—1995年兵庫県南部地震の場合—……………有本敏雄 27

平成 7 年(1995年) 5 月 23 日空知支庁地方の地震調査報告  
……………札幌管区气象台・岩見沢測候所 35

気 象 庁

## 験 震 時 報

験震時報は全国気象官署の現職員および退職、出向後2年以内の元職員が行った気象庁の地象業務に関連する分野の研究・調査を掲載し、原則として年4回刊行する。内容は論文、報文および雑報である。論文は新しい知見を含むもの、報文は論文と比較して調査・資料的傾向のあるもの、雑報には寄書・短報・速報・討論・著者目録・正誤表を含む。

## 投 稿 規 程

1. 原稿は未発表のものであること。また他誌に掲載したものの続編形式とはしない。
2. 原稿は投稿規程と投稿の手引きに従って作成する。これらに添わぬ原稿は、査読を行う前に、体裁を整えるよう勧告し返却することがある。
3. 原稿の本文は和文とし、表題は和文と英文で書く。
4. 論文は英文アブストラクトを付ける。また、原則として、図・表等の表題・説明文は英文で書く。共に英文添削のために和訳を別紙で添付する。
5. 寄稿者は、原稿とコピー3部（共にA4版）を下の例にならって原稿の種類（論文、報文、雑報の区別）および内容別枚数を明記したものを付して、編集責任者宛に提出する。  
例：表題1枚、英文アブストラクト1枚（論文のみ）、同和訳1枚（論文のみ）、本文9枚、文献2枚、表2枚、図5枚、写真1枚、図表写真の説明文（論文は英文）2枚、同和訳2枚（論文のみ）等
6. 校正は、著者が自らの責任で初校を行い、再校以降は原則として編集担当官に一任する。校正段階で、文章その他の変更は認めない。
7. 原稿は、原則として内容別に受理された順に掲載される。
8. 投稿原稿の枚数制限は当分の間とくに行わない。
9. 原稿が査読結果と共に著者に返されてから6ヶ月以内に改訂原稿が送られてこない場合は取り下げられたものとする。
10. 著者には別刷50部を無料で贈呈し、それ以上は著者の負担とする。
11. 原稿送付先は、地震火山部地震予知情報課「験震時報」編集担当官宛とする。

## 編 集 規 程

1. 編集担当官は、原稿を受け付けた日付「受付日」と採用した日付「受理日」を記録する。
2. 投稿された原稿は気象庁職員および退職者の適任者に査読を依頼する。
3. 編集担当官は、原稿の内容および表現の変更を勧告することができる。
4. 編集担当官は、字句の修正、不備な図や写真の修正を求めることができる。
5. 編集担当官は、投稿の手引きに添わぬ部分を、著者の承諾なしに投稿の手引きに添うように直すことができる。
6. 編集担当官は、原稿の内容が明らかに不適切と判断される場合は、査読者と相談の上、著者に理由を明示した上で掲載を拒否することができる。

本誌に掲載された論文等の著作権は気象庁に帰属する。本誌に掲載された論文等を複製、転載、翻訳、その他に利用するときは気象庁の許諾を得なければならない。ただし、引用の場合は出所を明らかにすればその必要はない。